

# 後期高齢者医療制度 保険料に関するお知らせ

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581  
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセン  
ター) ☎078(326)2021

平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月11日(月)頃送付します。後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりから保険料をお支払いいただきます。

## 保険料のお支払い方法

平成23年度の保険料のお支払いは、次の2通りとなります。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特にお手続きいただく必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができません。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が月額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介

護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。



## 後期高齢者医療保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①均等割額} \\ \hline 43,924円 \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{②所得割額} \\ \hline \left( \text{平成22年1~12月の総所得金額等}(\ast) - 33万円 \right) \times 8.23\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{①+②} \\ \hline \text{23年度保険料額} \\ \hline \text{(最高限度額)} \\ \hline 50万円 \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です[ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません]。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯		軽減割合(軽減後の均等割額)
基礎控除額(33万円)	被保険者全員の各所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)	9割(4,392円)
	上記以外	8.5割(6,588円)※
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)		5割(21,962円)
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数		2割(35,139円)

※本来は7割軽減ですが、軽減措置により8.5割軽減となります。

### 所得の低い方の軽減

次の方は、平成22年中の所得に応じて平成23年度の保険料が軽減されます。

#### ①均等割額

同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成22年中

の総所得金額等が一定の金額以下の方は上表の通りです

#### ②所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額などから基礎控除額33万円を引いた額)が58万円(年金収入のみの場合、収入金額が21万円)以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

### 被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが、軽減措置により9割軽減されます。

※災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

# 後期高齢者医療制度 新しい被保険者証を送付します(7月15日頃)

## 被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月15日頃に新しい被保険者証を送付します。8月1日から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成22年中の所得により算出された平成23年度の住民税課税所得と平成22年(1月から7月までは平成21年)中の収入額をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。



## 医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位[外来]	世帯単位[入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない方(※3)は、町の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の方
低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円]※2	世帯員全員が住民税非課税で「低所得Ⅰ」以外の方
低所得Ⅰ			15,000円	100円	世帯員全員が住民税非課税で ○各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 ○老齢福祉年金の受給者

※1 [ ] 内は過去12ヵ月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 [ ] 内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

- ※3 ○同一世帯に被保険者が一人の場合: 被保険者の収入...383万円
- 同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の方がいる場合: 被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計...520万円
- 同一世帯に被保険者が複数いる場合: 被保険者全員の収入合計...520万円

## 限度額適用・標準負担額減額認定証



世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位欄の限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。  
認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月15日頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、保険年金グループに申請してください。

## ▼問合せ

保険年金グループ  
☎079(435)2581  
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター)  
☎078(326)2021



# 福祉医療制度をご存知ですか

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の老人・障がい者(児)、乳幼児など、母子家庭、父子家庭、遺児の方に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。

## 現在受給者証をお持ちの方へ

6月末で経過措置の期間が終了します

現在受給者証をお持ちの方については6月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する方には新しい受給者証(黄色)を郵送します。ただし、制度改正によって前年度と所得などが変わらなくても非該当となる場合がありますので、ご注意ください。

## 新たに対象となる方へ

新たに対象となる方は、健康保険証、印鑑、平成23年度所得課税証明書(平成23年1月1日以降に転入された方)、障害者手帳(障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者)を持参の上、保険年金グループまで申請してください。

### ●老人医療費助成事業

対象者	65歳以上69歳以下の者
所得制限基準	町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の者 ※制度対象外となる非課税世帯で年金収入80万円超の者については、平成23年6月末まで経過措置がありましたが、7月より廃止されます。
一部負担金	定率2割負担【低所得Ⅰの方は1割負担】
負担限度額	低所得Ⅱの場合…外来 月額8,000円、入院 月額24,600円 低所得Ⅰの場合…外来 月額8,000円、入院 月額15,000円

※低所得者Ⅰとは、町県民税非課税世帯で世帯全員の所得がない方(年金収入が80万円以下かつ、所得がない方)です。

### ●障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業

対象者	・障害程度1級・2級・3級(内部障害のみ)の身体障害者 ・知的障害者(療育A・B1判定) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象
所得制限基準	町民税所得割税額23.5万円未満の者 ※制度対象外となる方で特別障害者手当での所得制限の基準に該当する者については、平成23年6月末まで経過措置がありましたが、7月より廃止されます。
一部負担金	外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担【低所得の方は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 入院 定率1割負担(負担限度額月額2,400円)【低所得の方は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし

### ●乳幼児等医療費助成事業

対象者	9歳に達する日以降の最初の3月31日まで
所得制限基準	所得制限なし
一部負担金	外来 一部負担金なし 入院 一部負担金なし

### ●こども医療費助成事業

対象者	10歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで
所得制限基準	町民税所得割税額23.5万円未満の者
一部負担金	入院のみ 医療保険制度における自己負担額の1/3を助成(病院窓口にて3割負担した後、申請により役場から償還払いとなります) ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし。

こども医療費助成事業は、昨年(平成22年度)に創設された助成事業です。

### ●母子家庭等医療費助成事業

対象者	20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児
所得制限基準	児童扶養手当の所得制限を準用
一部負担金	外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担【低所得の方は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 入院 定率1割負担(負担限度額 月額2,400円)【低所得の方は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降一部負担金なし。

※低所得の方とは、町県民税非課税世帯で本人・配偶者・扶養義務者の年金収入が80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下の方です。

## 国民年金

# 国民年金の保険料のお支払いが困難なときは

## 保険料免除制度とは

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」などがあります。免除の期間は、申請した年度の7月から翌年の6月分までです。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態でも、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

## 全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。平成21年4月分からの保険

料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

## 一部納付(免除)制度

申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除には3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次の通りです。

なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

## 4分の3免除

保険料の4分の3の額が免除され、残りの4分の1の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、4分の3免除の期間は全額を納めたときの8分の5(平成21年3月分までは2分の1)で計算さ

れます。

## 2分の1免除

保険料の半額が免除され、残りの半額を納めるものです。将来年金を受けるときには、半額免除の期間は全額を納めたときの8分の6(平成21年3月分までは3分の2)で計算されます。

## 4分の1免除

保険料の4分の1の額が免除され、残りの4分の3の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、4分の1免除の期間は全額を納めたときの8分の7(平成21年3月分までは6分の5)で計算されます。

## 免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えてい

### ●免除の対象となる所得(収入)のめやす

扶養人数	3人扶養 〔夫婦 子ども2人〕	1人扶養 〔夫婦のみ〕	扶養なし
全額免除	162万円 (257万円)	92万円 (157万円)	57万円 (122万円)
4分の3免除	230万円 (354万円)	142万円 (229万円)	93万円 (158万円)
2分の1免除	282万円 (420万円)	195万円 (304万円)	141万円 (227万円)
4分の1免除	335万円 (486万円)	247万円 (376万円)	189万円 (296万円)

※( )内は収入

※申請の時期(申請が1~6月までの間の場合)によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。  
※一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

でも災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

## 未納にせずにご相談ください

免除申請には、年金手帳、印鑑などが必要ですが、上記の他にも添付していただく書類が必要な場合もあります。また、お支払いが困難なときでも未納のままにせず、上記の免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、保険年金グループ

または加古川年金事務所にお問い合わせください。

## ▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581  
加古川年金事務所 ☎079(427)4743  
※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。  
<http://www.nenkin.go.jp/>



平成23年度

# 播磨ゆめづくり塾 塾生を募集します

▼申込み・問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

まちづくりの研究活動を行う「播磨ゆめづくり塾」。今年度活動する3つの塾と3人の塾長が決まりました。各塾とも一緒に楽しく活動してくれる仲間(塾生)を募集しています。

参加希望の塾、あなたの氏名、住所、電話番号を企画グループにお知らせください。塾長よりご連絡します。

## ふれあいエコアップ塾

「次世代に誇れるものを残すために」



塾長 藁科 文雄

当塾は5年目の活動となります。播磨町では都市化が進み、自然環境が大きく変化しています。当塾では、次世代に自然を少しでも多く残したいと考え、多世代の方にわかりやすい体験型のエコアップ(自然修復)活動を展開しています。

昨年度は、水辺のネットワークの輪が広がり、地域の人の環境への関心も高く感じられました。環境問題を焦点に、地域の子育て参加の促進、さらには、学社融合の活動の輪も広がりました。また、次世代のリーダー(青少年)の育成も積極的に行いました。結果、その中から多くのリーダーが現在、町内で活躍しています。

当塾は、人と人とのつながりを大切に行っています。難しい解釈や理屈をぬきにして人とのふれあいを楽しみながらエコアップから魅力あるまちづくりに取り組み、次世代に誇れる何かを残す為にあなたと一緒に活動しませんか。



◀ピオトープを通じてエコアップ

## 子育て支援ネットワーク ういっくす播磨塾

「つながりを大切に」



塾長 米津 実千代

いつの時代も子どもたちは「未来」です。そして子育ては、未来を創る大切な仕事です。現在、まさに子育て真っ最中のパパやママ、もうすぐ子育てを卒業される方、もう随分前に卒業された先輩、そしてこれからパパやママになるかもしれない若者たち、みんな大きな輪になって、子どもたちの育ちを見守りましょう。

「つながり合いながら、お互いを理解し、心の中を語り合いませんか? みんなで一緒につながりのある未来を創りませんか?」

「自分ができることを自分なりに」それがういっくす播磨塾の基本です。できることは、人それぞれに違います。誰もが自分らしくかかわることで、それぞれ

うー! たくさんの人たちが、手をつなぎ助け合って、豊かな未来を創りましょう!!  
今、人と会わなくても人の声を聞かなくてもそれなりに生きていける時代がやってきました。それは非常に楽な半面、とても大切なものを置き去りにしようとしています。確かに人と関わることは面倒なことかもしれませんが。時には、トラブルも起こります。けれども、つながりのない中では、人の優しさや温もりを子どもたちに伝えることはできません。

子どもたちは、どこか不安なまま、大人への階段を上がっていきます。そして温もりを知らないままに育った子どもたちもまた、人の温もりを次世代に伝えることができませぬ。私たちは、人生の先駆者として、今の子どもたちに優しく温かいやわらかな光を注がなければならぬと思います。

ういっくす播磨塾は、講演会や遊びの会を企画・運営したり、地域の祭りに参加したりしながら、人と人とのつながりを作っていくところで

の良さが光ります。ネットワークの源は、「人」です。「おもしろそうやね!」その一言で新しい仲間と出会えます。人と人が出会い思いを伝え合いわかり合いながら広がっていきます。人とのつながりが希薄な時代に出会った感動を大切にしながら...。皆さんとの出会いを楽しみにしています。



▲不耕作地を有効活用します

## 活力あるハリマ創り塾



塾長 黒田 吉人

3月11日の東日本大地震は、わが国に行く未を左右する大災害をもたらし、自然災害は、いつどこで起こるか予想できないという怖さを思い知らされました。

一方で、地球温暖化は急激な温度の上昇ではなく徐々に上昇することから、皆さんの関心が薄れがちではありませんが、中長期的な観点から、自然界への影響は大変深刻な状況にあります。

私たち活力あるハリマ創り塾は、「温暖化防止に地域・家庭で何ができるか?」「何が有効なのか?」を検証し、次の取り組みを継続します。

※バイオマス技術を生かした循環型社会実現を目指し、環境モデル地域づくりに関心のある方のご参加を求めています。年齢・性別不問です。

1. グリーンカーテンを揚げよう運動の定着  
・夏の猛暑から室内温度を下げ、クーラーの消費電力を抑える効果があります  
・まちかどの緑のカーテンの清涼感で、暑い夏を乗り切りましょう
2. グリーンカーテン写真展の開催  
・努力して育てたグリーンカーテンを多くの人に見てもらうことで、グリーンカーテンの拡充・定着が進むことを期待しています
3. 不耕作地の有効活用  
・放置されていた田畑に秋にコスモス、春にレンゲを栽培します。花作りで地域の連帯づくり、花見を通じて憩いのひと時を地域の皆さんに提供します



▲地域の人とかかわりながら子どもたちを育てます



夏を楽しくすごそう  
2011 夏休みの講座・催し特集

### 夏休み子どもチャレンジ教室 播磨町・朝来市交流事業

▶申込み・問合せ NPO法人スポーツクラブ21はりま  
☎079(437)2201 FAX079(437)3382



小学生の皆さん！ 播磨町が交流をしている朝来市の子もたちと一緒に親元を離れてみんなと仲良く力を合わせ、いろんなことにチャレンジをしてみませんか？

初日は朝来市に向かい、魚のつかみ取りや飯ごうすいさんにキャンプファイアー。そして翌日は朝来市の友達と共に播磨町にもどり、軽スポーツや県立考古博物館、大中遺跡において歴史体験をします。夏休みのすばらしい思い出と新しいお友達をたくさん作りましょう。

- ▶日時 7月26日(火)～27日(水) 1泊2日
- ▶対象 町内在住の小学3・4年生
- ▶募集人数 25人 応募多数の場合は抽選を行い7月12日(火)までに申込者に連絡します

- ▶参加費 1人4,000円 ※参加者説明会で集めます。
- ▶応募方法 住所、氏名、電話番号、学校名、学年および保護者氏名を記入して、FAXか郵送または直接お申し込みください
- ▶締め切り 7月7日(木)
- ▶参加者説明会 7月19日(火) 18:30～
- ▶場所 中央公民館 視聴覚室 ※必ず参加者と保護者が一緒に出席してください。

### 子ども防災体験 キャンプ参加者募集

▶申込み・問合せ 教育委員会生涯学習グループ  
☎079(435)0565  
FAX079(437)4193



- ▶日程 7月28日(木)9:00集合～29日(金)17:00解散 1泊2日
- ▶場所 中央公民館 ほか
- ▶費用 1人1,500円
- ▶内容 段ボールの家づくり、非常食による食事、地震(M7)体験、火災発生時の避難訓練、災害時の救助活動訓練など、防災に関する体験と学習をします
- ▶募集人員 小学校5・6年生 20人と保護者(子どものみでも可)
- ▶募集条件 体力的に1泊2日のキャンプ全課程を終了できる見込みがある者。集団生活の規則及び指導者の指示などを守ることができる者

- ▶申込期限 7月11日(月)17:00
- ▶申込方法 所定の申込書によりFAXか郵送または直接申し込んでください
- 説明会 申し込み締め切り後、申込者の保護者に対して説明会を開催します。説明会に欠席されるとキャンプには参加できません。
- ▶日時 7月14日(木)19:00
- ▶場所 中央公民館 ※申し込みが募集人員を超えている場合は、説明会での抽選とします。

**平和祈念講話会・上映会・平和展**

平和について考えてみませんか  
戦争の恐ろしさや、悲惨さ、そして平和の尊さを考えていただくために講話会や上映会などを開催します。

●平和祈念講話会「戦争体験講話」

- ▼日時 7月29日(金) 午前10時～11時30分
- ▼場所 中央公民館 大ホール ※申込不要。当日受け付けです。

●平和上映会

- ▼日時 7月30日(土) 午前10時～11時30分
- ▼場所 中央公民館 視聴覚室 ※申込不要。当日受け付けです。

●平和展

広島・長崎の原爆についての写真など、広島平和記念資料館からお借りした貴重な資料を展示します。

▼期間 8月11日(木)～21日(日)

▼場所 中央公民館 ロビー

▼問合せ 企画グループ  
☎079(435)0356  
FAX079(435)0609

# 夏を楽しくすごそう

## 2011 夏休みの講座・催し特集



8月27日(土)  
10:00～21:00  
(小雨決行・雨天翌日順延)

### 君も私も “わ”(和・輪・環・話)の 中に

前月の広報でお知らせしたとおり、「夏まつり」に代わる新たなイベントとして「2011 播磨町サマーフェスティバル in はまだ」をスポーツクラブ21はりまが開催します。場所は浜田球場をメイン会場として、浜田公園自由広場、浜田テニスコートなどで左記のような各種アトラクションを行います。ご家族やお友達と誘い合わせて、ぜひ会場にお越しください。

次号の「広報はりま」でイベントの詳細をお知らせします。

▶申込み・問合せ 〒675-0154 播磨町本荘70番地の1(総合体育館内)  
☎079(437)2201 FAX079(437)3382

#### ウォーターバレーボール 大会参加チーム募集

足元には水！空からはシャワーの水が！夏の暑さを吹き飛ばそう！

- ▼日時 8月27日(土) 午前10時～午後3時
- ▼場所 浜田テニスコート
- ▼募集数 10チーム
- ▼編成 1チーム6人以上老若男女を問いません(で常時6人が出場)
- ▼資格 チーム全員が町内在住または在勤者
- ▼参加費 無料
- ▼ルール セットポイント、セット数、対戦方法などは当日会場発表
- ▼その他 上位3チームに賞状と賞品

#### 歌自慢大会参加者募集

- ▼申込み 7月1日(金)から総合体育館で配布する専用用紙で申し込んでください。募集数になり次第締め切ります
- ▼日時 8月27日(土) 午後3時30分～5時30分
- ▼場所 浜田球場
- ▼部門 のど自慢の部、子どもの部、替え歌の部
- ▼募集数 各部門10人(組)
- ▼参加費 無料
- ▼賞 各部門上位3人に賞状と賞品を進呈します
- ▼申込み 7月1日(金)から総合体育館で配布する専用用紙で申し込んでください。募集数になり次第締め切ります

#### 浴衣コンテスト参加者募集

- ▼日時 8月27日(土) 午後5時30分～6時30分
- ▼場所 浜田球場
- ▼部門 夫婦・ペアの部、親子の部、家族3代の部
- ▼募集数 各部門5組
- ▼参加費 無料
- ▼賞 各部門優勝者に賞状と賞品を進呈します
- ▼申込み 7月1日(金)から総合体育館で配布する専用用紙で申し込んでください。募集数になり次第締め切ります

#### 模擬店出店者募集

- ▼出店日時 8月27日(土) 午前10時～午後8時
- ▼出店場所 浜田公園自由広場
- ▼募集店数 8店 応募多数の場合は抽選により決定します
- ▼応募資格 町内の各種サークル・団体
- ▼出店費用 5千円(電源代を含みます)
- ▼応募方法 7月1日(金)から総合体育館で配布する専用用紙で申し込んでください
- ▼締め切り 7月31日(日)
- ※出店者説明会の日時は決定者に別途案内します。
- ※飲料水の容器がガラスびんのもの、ラムネのびん玉が入っているものは販売できません。





### 公民館 夏休み子ども教室

▶申込み・問合せ 中央公民館 ☎079(437)6980

今年も夏休みを計画的に過ごすための教室を開きます。お友達といっしょに参加しませんか？  
中央公民館窓口にお申し込みください。FAXまたは郵送でも受け付けます。

▶申込期間 7月2日(土)～9日(土)

※定員を超えた場合には抽選(公開)を7月10日(日)午前10時から中央公民館で行い、対象者に連絡します。

▶参加費徴収 7月10日(日)～20日(水) 中央公民館窓口で参加費をお支払いください

教室名	開催日時	対象・定員	参加費・持ち物	指導者
親子で太陽光発電とソーラーカー作り	8月20日(土) 9:30～11:30	4年生以上30人 3年生以下は親子で参加可	材料費1台1,000円 筆記用具	NPO法人環境21の会
自然エネルギーを学ぶエコバスツアー	8月21日(日) 8:00～17:00	大人と子ども 50人	参加費1,000円(淡路方面) 水筒・弁当	NPO法人環境21の会
楽しいクッキング	7月29日(金)、8月19日(金) 9:30～12:00	3年生以上 各日25人	材料費800円(2回分) エプロン、三角巾、筆記用具	いずみ会
さんすう教室	8月3日(水)、10日(水)、 17日(水)、24日(水)、 31日(水) 9:00～	小学1年生 20人	参加費1,500円 筆記用具	公民館 さんすう教室
親子パン教室	8月1日(月)、22日(月) 10:00～13:00	親子各日5組	材料費1組1,000円 エプロン、タオル、三角巾、容器	森 真由美氏 白井 藤子氏
ビーズ教室	8月7日(月) 9:30～12:00	4年生以上 10人	材料費500円	ジャパンビーズ クラフト協会
パンフラワー教室	7月29日(金) 10:00～12:00	3年生以上15人	材料費500円 小さな空箱	メキシカン フラワースクール
かきかた教室	8月5日(金)、12日(金)、 19日(金)、26日(金) 9:30～	1年生30人	1,000円 えんぴつ(B、2B)、けしごむ	柴田 富代氏 柏木 友木子氏

### スポーツクラブ21はりま 夏休みの催し

▶申込み・問合せ ☎079(437)2201

●夏休みプール教室 町民プールで実施します。

教室名	日程	時間	対象・定員	参加費
わくわく水泳教室 5日間コース 学年別2教室	①7月25日(月)～29日(金)	9:30～10:30	小学2年生以上 ①②③各50人	会員3,000円 会員以外3,500円
	②8月1日(月)～5日(金)			
	③8月8日(月)～12日(金)	10:45～11:45	幼児・年中～小学2年生 ①②③50人	
ぷくぷくスノーケリング教室 2日間コース	①7月18日(月)、19日(火) ②7月20日(水)、21日(木)	16:30～18:00	年長以上 ①②各30人	会員1,500円 会員以外2,000円
カヌー教室 2日間コース※	①7月11日(月)、12日(火) ②7月13日(水)、14日(木)	16:30～18:00	小学2年生以上 ①②各7人	会員2,500円 会員以外3,000円

※浮力の確保と安全面を考慮してライフジャケットを着用します。

**町民プール**  
**7月2日(土)オープン**  
**7月2日(土)～8月31日(水)**

※7月17日までは土・日のみの営業です。

- ▶営業時間(午前と午後の入替制無し)  
平日 10:00～17:00、  
土・日、祝、8月13日(土)～15日(月) 10:00～18:00  
※7月25日(月)、8月22日(月)は休業日  
27日(土)は、サマーフェスティバルのため休業します。
- ▶入場料 小学生以下150円、中学生以上300円  
※小学生以下の入場には16歳以上の同伴者が必要です。
- ▶問合せ スポーツクラブ21はりま ☎079(437)2201

### オポナカムラの夏休み教室

▶申込み・問合せ 郷土資料館 ☎079(435)5000

先着順で受けし、定員になりしだい締め切ります。郷土資料館窓口または電話で申し込んでください。

#### ●水鉄砲をつくる

竹で水鉄砲を作って遊びます。

▶日時 7月23日(土)9:30～12:00

▶対象・定員 小学生以上20人(低学年は親子参加)

▶参加費 100円

#### ●弥生の布を織る(2日間)

弥生時代のはた織り機で、弥生人になってマフラーを織ります。

▶日時 7月28日(木)、29日(金)10:00～16:00

▶対象・定員 小学3年以上15人

▶参加費 500円

#### ●竪穴住居に泊まる弥生生活体験

竹で食器を作り、火をおこして古代食を作ります。昼は狩りに出掛け、夜は竪穴住居に泊まって寝ます。

▶日程 8月1日(月)13:00集合

～2日(火)11:00解散

▶対象・定員 小学5年以上20人

▶参加費 1,300円

#### ●古代窯で古代土器を焼く(3日間)

2kgの粘土で大きな土器を作り、みんなで窯を作って焼きます。本物そっくりの土器に仕上がります。また、古代米を土器で炊いて食べます。

▶日程

・土器づくり ※土器作りはいずれか1日です。

8月5日(金)・6日(土) 10:00～16:00

・窯づくり・窯たき 8月20日(土)

・窯出し 8月21日(日)

▶定員 土器づくりの各日25人

▶参加費 500円

#### ●竪穴住居を復元する(2日間)

大中遺跡に生えている木の枝などで、弥生時代の20分の1サイズの復元住居を作ります。

▶日程 8月9日(火)・10日(水)

10:00～16:00

▶定員 10人 ▶参加費 300円

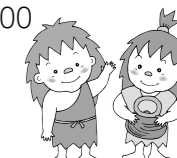
#### ●ゆるキャラ・ランチョンマットをつくる

いせきくん・やよいちゃんを切り抜き、藍染(紺色)でかわいいランチョンマットを作ります。

▶日時 8月27日(土)13:00～16:00

▶定員 15人(低学年以下は親子参加)

▶参加費 500円



#### ●拓本ですてきなTシャツをつくる

かわらや土器の文様、自然の葉っぱをすみで抜き取ってオリジナルTシャツを作ります。

▶日時 8月28日(日)10:00～16:00

▶定員 15人 ▶参加費 300円(Tシャツ持参)

### 図書館 夏休みの催し

▶申込み・問合せ 図書館 ☎079(437)4500

図書館のカウンターまたは電話で申し込んでください。

#### ●小学生のための調べる学習教室①・②

①「図書館の使い方教室」調べたいけど、図書館ってどうやって使うの？

～図書館の本の探し方、使い方を楽しく学びます～

②「調べ方教室」なるほど、そうだったんだ！

～疑問を解決し、調べる楽しさを学びます～

出来上がった作品(レポート)は『第2回 播磨町図書館を使った調べる学習コンクール』に出品されますので、皆さんふってご参加ください。

▶日時 ①7月3日(日) ②7月10日(日)

10:00～12:00、13:30～15:30

▶対象 午前…小学校3・4年生

午後…小学校5・6年生

▶定員 ①②先着各15人

▶場所 図書館 2階学習室 ▶持ち物 筆記用具

▶申し込み カウンターまたは電話で申し込み受付中です

### 播磨町立図書館



#### ●第2回 播磨町 図書館を使った調べる学習コンクール

「これは何だろう?」「どうしてこうなるのだろうか?」など疑問に思ったことはありませんか? 今年も8月から図書館では、身のまわりのことや興味のあることなどを調べ、まとめた作品を募集します。